

リハビリテーションの機関を設置し、臨床的な訓練、科学的な調査、職員の訓練、リハビリテーションの分野における技術的指導を実行すべきである。

統治機関及び様々な範囲に及ぶ関係当局は、地域に根付いたリハビリテーションを行うために、都市部及び地方の社会のサービス・ネットワーク、医学的予防策、ヘルスケア（健康管理）・ネットワーク、自治体、そして障害者の家族、またその他民間団体を指導しなければならない。

教育部門、福祉事業、福祉機関、その他障害者のためのサービス機関はリハビリテーション訓練活動のための必要条件を創設すべきである。

リハビリテーションの専門職員の指導を受け、また関係職員やボランティア、家族の支援を受けている障害者は、機能回復の訓練プログラム、そして自らを管理する能力や働く技術を獲得することに積極的に関わっていくべきである。

国会および関係当局はリハビリテーション事業の優先順位を段階ごとに決定し、計画を公式化し、その履行のために各団体を組織しなければならない。

#### 第 16 条（職員訓練）

医科大学、学校、およびその他関連教育機関は、計画に基づいて、他職種のリハビリテーション専門家育成の履修過程及び専攻を提供すべきである。

国家及び社会は、リハビリテーション職に従事する職員のためのさまざまな形式の専門的訓練を供給し、障害者およびその家族、関係職員、ボランティアにリハビリテーションの知識を広め、そしてリハビリテーションの方法を教授しなければならない。

#### 第 17 条（適用）

政府の関係当局は、リハビリテーション器具の調査、生産、供給、整備、そして障害者自身が使う道具、障害者のための特別な器具、またその他の補助器具を整理し、支援すべきである。

### 第 3 章 教育

#### 第 18 条（責務）

国家は、障害者の教育を受ける権利を保証しなければならない。

統治機関は、さまざまな程度において、障害者の教育を国の教育プログラムの一つの構成要素とし、全体の計画立案に含め、またこの障害者教育の事項においての指導を強化しなければならない。

国家、社会、学校および家族は、障害児のための義務教育を提供しなければならない。

国家は、義務教育を受ける障害児の授業料を免除し、その他種々の教育費用を減じる、もしくは、現実に生じた状況に応じてこれらの費用を免除しなければならない。国家は財政的に貧しく、また障害を持つ生徒を援助するために、補助交付金を設定しなければならない。

### 第 19 条 (種々の特性に応じた教育)

障害者の教育は、彼らの心身の特色・特徴、ニーズに応じてなされるべきであり、また以下の必要条件を満たすものでなければならない。

1. 観念的、文化的教育を供給する一方、身体的、精神的な補償、そして職業的、専門的な訓練を強化する。
2. 異なる障害分類や、障害者の応答能力に従い通常のまたは特別な教育法を採択する。
3. 特殊教育のためのカリキュラム、教具、方法、教育を受ける許可のための年齢資格は、柔軟に決定されるものである。

### 第 20 条 (発達の原理原則)

教育の普及と、質の向上とを同時に行っていく原理では、障害者の教育においては前者に重点を置いて履行されるべきである。優先権は、義務教育と職業的、専門的な教育に与えられるべきである。しかし一方で、就学前の教育を実行し、そして、高校のレベル、またはそれ以上での教育も徐々に発展させていく努力がなされなければならない。

### 第 21 条 (教育の道筋)

国家は、障害者のための教育機関を設置し、また民間団体が学校を運営すること、学校に基金を寄付することを奨励しなければならない。

### 第 22 条 (普通教育法)

普通教育機関は、普通教育を受けられる障害者には、教育を提供しなければならない。普通小学校、中学校は、そこでの生活に順応できる障害児を受け入れなければならない。普通高校、中等科学技術専門学校、工業学校、そして高等機関は、国家が認める入学資格・条件を満たしている、障害のある生徒を受け入れなければならない。障害を理由にその生徒の入学を拒否してはならない。そのような拒否があった場合には、障害のある生徒、そしてその家族、保護者は、法的処分のために法的機関に訴えることができる。またそのような訴えを受けた関連機関は、生徒を入学させるよう学校を指導しなければならない。

普通幼稚園などの就学前教育機関は、そこに順応できる障害児を受け入れなければならない。

### 第 23 条 (特殊教育法)

障害児のための幼稚園、または普通幼稚園に付属している障害児のための学級、特殊教育学校の幼稚園、障害児のための福祉機関、障害者の家族は障害児の就学前の教育に責任を負わなければならない。

中学校または中学校以下のレベルの特殊学校と普通中学に付属している特殊学級は、普通教育に対応することができない障害児のための義務教育実施に責任を負わなければならない。

高校または高校以上のレベルの特殊学校と普通高校に付属している特殊学級は、障害児のた

めの職業的・専門的教育機関も同様であるが、それらの学校に行くことのできる、障害をもつ生徒に対して、文化的教育を供給しなければならない。

#### 第 24 条 (成人の教育)

政府の関係当局、障害者が働く組織、及び社会は、読み書きができるようになる教育、職業訓練その他障害者のための成人教育の様式を発展させ、障害者が一人で自分の才能を開発できるように彼らを奨励していかなければならない。

#### 第 25 条 (教育関係者)

国家は、特殊教育のための指導員の教育・訓練をするため、異なる水準の特殊教育のための師範学校または専門学校、もしくは普通師範学校にある、特別教育課程(学科)を設置しなければならない。

普通の師範学校は、普通教育における教師が、特殊教育に関する必要な知識を得ることができるとカリキュラムまたは講義を提供しなければならない。

特殊教育の教師、手話通訳士は特殊教育手当を享受する。

#### 第 26 条 (補助手段)

政府の関係当局は、ブライユ点字・手話、特殊教育の教具と調査の資料収集・文書・出版物、製品、教材、またその他の特集教育のための補助設備などの調査と効果を体系付け、支援していかなければならない。

### 第 4 章 雇用

#### 第 27 条

国家は身体障害者の働く権利を保障しなければならない。

種々の統治機関は、身体障害者の雇用に関する全体計画を編成し、身体障害者の雇用条件を整備しなければならない。

#### 第 28 条 (指導原理)

身体障害者の雇用は、集中的な方法と分散的な方法を組み合わせるという原理にしたがって行なわなければならない。身体障害者の雇用を社会にとって一般化し、固定化し、合理化するためには、身体障害者の支援及び保護に関する優先的な政策や立法を多様な手段を用い、様々な段階で、様々な形態により行なわなければならない。

#### 第 29 条 (集中的雇用)

国家及び社会は、身体障害者の集中的な雇用を実現する方策として、福祉的な企業や職業訓練所、マッサージ施設、診療所、及びその他福祉的な性格を備えた企業や施設を設立しなければならない。

### 第 30 条（分散的雇用）

国家は、様々な共同体の単位ごとに、身体障害者の雇用を促進しなければならない。すべての統治機関及び関係各部は、この点について、指導理念を体系化し、指揮しなければならない。国家機関、非政府組織、企業、施設、及び都市部や農村部の生活共同体は、一定割合の身体障害者を相応しい職業や役職に雇用しなければならない。その一定の割合は、中央政府の直接の指揮下にある地方統治機関、自治区、自治体が、それぞれの地域の実情に合わせて、決定する。

### 第 31 条「自営」

政府関係各部は、身体障害者が自発的に組織をつくることで雇用を得ること、或いは個人的に商売を始めることを促進し、援助しなければならない。

### 第 32 条「農村部における労働」

地方統治機関及び農村部の大衆組織は、身体障害者が農場経営、農業、家畜の飼育、手工芸品の生産及びその他の生産業に従事できるように、農村部に住む身体障害者を組織化し、援助しなければならない。

### 第 33 条「優先的待遇及び援助」

国家は、身体障害者のための福祉企業や施設、及び都市部や農村部の身体障害のある自営業者に関して、減税及び控除といった政策を実行しなければならない。また、国家は、生産面、経営面、技術面、資金面、原料供給、労働場所、その他の面で援助をしなければならない。

地方統治機関及び関係各部は、身体障害者が生産するのに適した生産品の種類を決定し、身体障害者のための福祉企業に、優先的にその生産品を作らせなければならない。そして、その福祉企業がどの生産品を専ら作るべきなのかを決定しなければならない。

政府関係各部は、労働者やスタッフを募集し、雇用する数を決める際に、一定の割合を身体障害者に割り当てなければならない。

関係各部は、商売の許可証を認可し発行する際に、身体障害者が自営の労働者或いは商売人として許可申請をしてきた場合には、身体障害者に優先的に許可を与えなければならない。また、労働場所、貸し付け及びその他の面でも、優先的に取り扱わなければならない。

関係各部は、地方の農村部で種々の労働に従事している身体障害者に対して、生産面、サービス面、技術指導、農業の原料の支給、農場の購入、副産物及び貸し付けについて援助しなければならない。

### 第34条「保障」

国家は、身体障害者のための福祉企業及び施設が有する財産の所有権及び経営上の決定権を保障しなければならない。そして、その法的権利及び利益は侵害されてはならない。

仕事の勧誘、雇用、安定した地位の獲得、昇進、技術的専門的肩書きの決定、給料、福利厚生、労働保障などの面において、身体障害者に対する差別は決して許されない。

企業及び施設は、専ら身体障害をもつという理由だけで、国家が雇用を割り当てた、高等学習施設、科学技術専門学校、或いは技術学校の卒業生の雇用を拒否することはできない。このような採用拒否があった場合に、身体障害を有する卒業生は、その処分について関係各部に訴えることができる。そして、訴えを受けた当局は、採用拒否した企業及び施設に対して、その卒業生を採用するように指導することができる。

身体障害者の働く企業及び施設は、彼らに相応しい労働条件及び労働保障を与えなければならない。

### 第35条「雇用者の訓練」

身体障害者の働く企業や施設は、身体障害者の技能や技術の向上させるために、仕事における技術の訓練をしなければならない。

## 第5章 文化的生活

### 第36条「責務」

国家及び社会は、身体障害者が、精神的で文化的生活に必要な経験ができるように、文化的活動、スポーツ活動及び、娯乐的活動にいろいろな形で参加できること、そして働くことを促進し、援助しなければならない。

### 第37条「指導原理」

障害者のための文化活動、スポーツ活動、そして娯楽（娯楽）活動は民衆に根ざしたレベルを目指されるべきであり、公共の文化的生活の中に融和されるべきであり、また、大規模な広範囲にわたる参加をもたらすという見地から、障害者の様々な範疇のニーズと様々な特徴に連動されているべきである。

### 第38条（法律）

国家と社会は精神的にも文化的にも障害者の生活を豊かにするための以下に示す法律を採択する。

1. ラジオ、映画、テレビ、報道機関、定期刊行物、本、またその他のメディアを通して、障害者のために障害者の生活を表す。

2. ブライユ点字の編集物、文書、出版物、視覚障害者のための音が出る本、聴覚障害者・精神遅滞の人のための読む教材を体系づけ、支援する。また手話でのテレビ番組を提供し、一部の映画やテレビの番組には字幕やナレーションをつける。

3. 大規模な文化活動、スポーツ、娯楽活動のため、障害者を組織し支援する、特別な芸術活動を上演する、特別なスポーツ大会を開催する、そして主要な国際的スポーツの試合、交流を行う。

4. 文化活動、スポーツ、娯楽活動、その他公的な活動の場において、障害者に設備や宿泊施設を提供し、障害者のために活動本部施設を設置する。

#### 第 39 条 (創作活動の奨励)

国家及び社会は、障害者が、文学、芸術、教育、科学、技術、その他人々のためになる創造的な仕事に従事することを奨励し、支援しなければならない。

## 第 6 章 福祉

#### 第 40 条 (責務)

国家及び社会は、障害者の生活を確保し、改善するため福祉金を交付し、またその他の福祉的な施策を実施しなければならない。

#### 第 41 条 (福祉金と扶助)

国家及び社会は、財政的に厳しい障害者のために様々な分野を通して、福祉金、補助金を供給しなければならない。

国家及び社会は、法的な養育者がいない、また、就労する能力、財政源がない障害者のために、(関連) 規定に従って福祉金を援助、供給しなければならない。

#### 第 42 条 (保険)

障害者が働く施設(団体)、都市の、または地方の一般市民に根ざした組織、障害者の家族は、障害者が社会保険に契約できるよう、奨励し、援助する。

#### 第 43 条 (福祉と職業紹介)

種々の統治機関及び社会は福祉センター、またその他の職業紹介所を設立し、施設を養成しなければならない。関連規則に従って障害者を落ち着かせ育成し、徐々に彼らの生活の標準を改善しなければならない。

#### 第 44 条 (優先的待遇と設備)

公的サービス機関は、障害者に優先的、補助的サービスを供給しなければならない。

公共交通機関を利用するには設備が供給され、便宜が図られなければならない。つまり障害者は絶対に必要である器具を無料で乗せることが許可される。

視覚障害者は、バス、トロリーバス地下鉄、フェリーを無料で使用することができる。視覚障害者のための郵便、出版物の配達は無料でなされなければならない。

郊外、町などの統治機関は、実際の状況に従い、農村部の障害者の強制的な労働、公共料金、その他社会的な義務を減じる、もしくは免除しなければならない

種々の統治機関は段階的に障害者の介護や援助を増やしていかなければならない。

### 第7章 環境

#### 第 45 条 (責務)

国家及び社会は、障害者が社会活動に参加するための条件を改善するために、段階的に健全な環境をつくりあげなければならない

#### 第 46 条 (バリアフリー設備)

国家及び社会は都市の道路、建物に障害者が近づきやすい設計を法律化し、バリアフリーの施策を実施しなければならない。

#### 第 47 条 (相互理解と援助)

国家と社会は障害者と、市民の間の相互理解と交流を促進し、障害者のための事業、障害者を支援する行為を宣伝し、障害者の屈しない精神を社会に広め、統一性、兄弟愛、相互支援などの社会環境を育成しなければならない。

#### 第 48 条 (障害者支援記念日)

5月第3日曜日を障害者支援の記念日おと制定する。

### 第 8 章 法的義務

#### 第 49 条 (提訴及び起訴)

障害者の、法で定められている権利と所有権が侵害された場合、被害を被った障害者もしくは代理人は、法的機関に対して訴える、また法律に従い法廷にて訴訟を実施する権利がある。

#### 第 50 条 (行政の義務)

政府の職員が法律に違反してその職務を無視し、障害者の法で定められた権利を侵害した場合は、その職員が属する機関、もしくは高等機関は、それらの職員の悪い行いを改めるよう指導しなければならない。もしくは行政処分を受けさせなければならない。

#### 第 51 条 (市民の義務)

障害者の法的権利及び利益を侵害し、損失・損害をおわせたものは法律に従い損失・損害を償わなければならない。

#### 第 52 条 (行政罰と刑罰)

人間の権利を侵害し、また障害者の障害を利用し、彼らの法的権利を侵害し、罪を犯したものは、刑法の関係条項に従い重罰を科される。

暴力や他の手段を用いて、公衆の面前で障害者を侮辱したものは、状況が深刻な場合は刑法 145 条の規定に従って、刑事上の責任を追及されるべきであり、また、深刻でない場合には、公共の安全のための行政罰に関する規則の第 22 条に従い処罰を受けなければならない。

障害者を虐待したものは、公共の安全のための行政罰に関する規則の第 22 条に障害者を従い処罰を受けなければならない。状況が悪質な場合は、刑法の第 182 条に従い刑法上の責任を追及されなければならない。介護が必要とされる障害者を養育するという自分の職務を拒否したものは、状況が悪質な場合、またはそのような障害者を遺棄した場合、刑法第 183 条に従い刑法上の責任を追及される。

精神遅滞、または精神障害により自分の行為の管理ができない障害者を強姦したものは、強姦を犯したと考えられ、刑法第 139 条に従い刑法上の責任を追及される。

### 第 9 章 追加条項

#### 第 53 条 (規制と地方の状況)

国の審議会の下にある関係当局はこの法律にそって規制を制定しなければならない。また、履行の前に承認を得るために審議会に提出しなければならない。

中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、自治体の議会の委員会は、この法律に従って施行規則を制定する。

#### 第 54 条 (施行)

この法律は、1991 年 5 月 15 日の時点で施行される。

付録

中華人民共和国刑法 関連条項

第 139 条

暴行、脅迫などを用いて、婦女を強姦したものは、3年以上10年以下の禁固刑に処す。

14歳未満の女子と性交渉をしたものは強姦したものと見做し、重罰に処す。前二項の罪の状況が著しく悪質であるか、被害者に死傷の結果を生じさせた場合は、そのものは10年以上禁固刑または終身刑、死刑に処す。

二人以上のものが強姦した場合、及び連続強姦した場合重罰に処す。

第 145 条

暴行、あるいは誇大評価や過小評価などその他の方法で公然と他人を侮辱し、あるいは虚偽の事実で中傷したものは、態様が悪質である場合、3年以下の禁固刑あるいは拘禁刑あるいは参政権の剥奪の刑に処す。

前項の犯罪は公の秩序や国家の利益に重大な影響のない限り、罰しない。

第 182 条

家族を虐待したものは、状況が悪質な場合、2年以下の禁固刑か、拘禁刑、あるいは、公の監視下に置かれるという刑に処す。

前項の罪を犯したものが、被害者に死傷の結果を生じさせた場合、2年以上、7年以下の禁固刑に処す。

本条第1項の罪は罰しないことができる。

第 183 条

老人、未成年者、病人、要扶助者を保護する義務を拒否するものはその態様が悪質である場合、5年以下の禁固刑、拘禁刑、あるいは公の監視下に置かれるという刑に処す。

中華人民共和国の公共の安全のための行政罰に関する規則の関連条文

第 22 条

人権を侵害する以下の行為を犯したものは、刑罰に値するほど悪質でない場合、最大15日間の拘留、最大200元の罰金、あるいは戒告に処す。

...

(3) 公然と他人を侮辱し、虚偽の事実で他人を中傷すること

(4) 家族を虐待したこと、及びそれに対する告訴があること

参考資料 (Ⅱ. 分担研究報告 1. 中国・韓国における福祉施策・福祉用具施策の動向)

中国障害者事業「第10次5カ年計画(2001年～2005年)」

中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、地方自治体の政府行政機関、国家評議会の下すべての省庁

国家障害調整委員会によって作り出された中国障害者事業「第10次5カ年計画(2001年～2005年)」は、国家評議会により批准され、これにより、履行を求めここに伝令する。

新世紀の初めに、我々は、全面的に、適度な資力のある社会を築き、社会主義者の現代化を促進するという、新しい発展の時期にさしかかっている。中国障害者事業「第10次5カ年計画(2001年～2005年)」では、主要な目標と課題を設定し、そして適切な方策を認定する。すべての統治機関は、現場または関係各部の現実に即した条件に基づいて、本格的に障害者事業で発表されているすべての課題を実行するために、中華人民共和国、社会経済開発のための第10次5カ年計画の規定、「障害者のための事業は促進されるべきである。障害者は、リハビリテーション、教育、雇用の機会を得る権限が与えられるべきであり、また、彼らが社会生活に参加できる条件が作られるべきである。」に従って、具体的かつ効果的な方策を採ることが要求されている。

この障害者事業は、相対的に快適な社会を築き、現代化の速度を速めるという、国家の方略的計画と矛盾しないような事業を発展させるために、障害者の境遇を更に改善する、または社会における障害者と健常者の生活水準の差を縮める、という視点と共に、障害者保障に関する中華人民共和国の法律と、国家経済、社会発展のための第10次5カ年計画の観点から述べられている。

I. 中国障害者事業「第9次5カ年計画(1996年—2000年)」の履行

第9次5カ年計画(1996年—2000年)での障害者事業で述べられている課題と目標はすべて実行された。もしくは履行の5年後に実行された。各レベルの行政機関と、障害者の社会、組織の合わさった努力により、障害者の境遇は明らかに改善され、障害者のための仕事のめざましい達成がなされた。

A. 更に認められる障害者の社会環境

現代の文明社会と調和している障害者の概念は、更に多くの人々に受け入れられている。障害者に対する公衆の態度の、非常に意味深い変化が起こり、また、障害者を理解し、尊敬し、

気遣い、そして援助しようという、良い社会的習慣が更に形成されてきた。全体社会において、人道主義がよりよくなり、更に前進した。障害者を援助し、支えとなる行為は、文化と倫理の発展のための社会的運動の重要な構成要素として受け入れられている。様々な援助活動が十分に、また広範囲にわたって行われ、そして障害者が直面する多くの具体的な問題が解決された。障害者は、法律で認められた権利や利益を守るために、法律に基づいた規則を強化するという方法により、社会生活への参加の権限が与えられた。バリアフリーの構築された環境が追求され、障害のある人の社会参加のために設備が与えられた。

#### B. 全ての次元における進歩

事業の主要な分野におけるいくつかの範囲で大躍進がなされ、弱いつながりは改善される一方で、リハビリテーション、教育、雇用、貧困の軽減、文化的生活、そして法律による規則においても進歩がなされてきた。政府が指導する役割を担い、全ての社会団体が支援し、障害者の連盟が完全に参加し、十分に機能するという、障害者のための事業の体系が形成されてきた。また、全分野がそれぞれ自分の責務をこなしつつも協調関係の中で機能している。そしてついに、障害者の平等化の活動は勢いを増してきている。障害者のための事業は、国中でさらに活動的になっており、障害者の機関はより強く成長し、障害の分野で働く人々はその仕事に自身を捧げているのである。

#### C. 障害者の境遇における明白な改善

430万人の、障害を持つ人々が、それぞれ異なる範囲でリハビリテーションをうけてきた。障害児の入学率はさらに増え、就職率は、70%から80%へと増加した。農村部にいる829万人の障害者は、完全な貧困状態にあり、農村部の障害者も支援や十分な量の食料と衣服、そして、都市部にいる、269万人の障害者に保障された最低限の生活水準と同様の水準を得ている。

活気付いてきている文化とスポーツの活動や、熱心であると言われている障害者の特別な芸術活動やスポーツの行事が、国内外で評判になっている。

障害の予防がうまく進み、多くの予防策と予防のためのプログラムが段階的に履行され、そして障害の発生が減少した。

障害者は、自分自身を改善し、さらに能力を上げるための間断ない努力をしてきた。また、国家の建設に貢献するためにも、障害者の社会生活への参加できる能力が積み上げられた。

第9次5カ年計画(1996年—2000年)の期間に、障害者事業の実行が、更に高い水準に到達し、新世紀において、支持できるような発展のための、堅実な基盤を広めたということが示された。障害者事業は、社会経済的な発展において重要な役割を担い続けているのである。

我々が直面している課題は、以下のようなことが挙げられる

- ・ 障害者事業はいまだ社会経済の発展のレベルより劣っており、国の中では、差別がかな

り深刻である地域もあるということ

- ・ 障害者と健常者の境遇に大きな差があること、またその差が広がりつつある地域さえあること

障害者が社会参加する環境、条件は改善される必要がある。

障害者事業を発展させ、障害者の境遇を改善し社会経済的発展と協調して障害に関する運動を促進する事は、いまだ長い期間と努力を要する課題である。障害者事業を促進するためにも、更に大きな努力がなされ、更なる資金が割り当てられるべきである。

## II 第10次5カ年事業計画の主たる目標及び指導原理

中華人民共和国の社会経済発展についての第10次5カ年計画は以下のように規定している。「身体障害者のための事業を振興しなければならない。身体障害者はリハビリや教育を受け、雇用される権利がある。そして、彼らが社会生活に参加できる基盤が整備されなければならない。」このような重要な時期における上記のような国家戦略に鑑みると、第10次5カ年計画期間の身体障害者事業の重要な目標は以下のとおりである。

### 身体障害者の立場の更なる改善

経済先進地域に暮らす身体障害者は、概して比較的快適な生活を送り、他方で未発展地域の身体障害者は安定した生活基盤によって十分な食料や衣類を有するべきである。身体障害者はリハビリサービスを利用できなければならない。510万人がそれぞれの程度に合わせて異なったリハビリを受けるべきである。身体障害者の教育も十分になされるように努めるべきである。義務教育に関して言えば、第9次5カ年計画期間の頃よりも、就学率を拡大しなければならない。無職の身体障害者はすべて職業診断及び職業訓練のサービスを受けなければならない。就職率は約85%まで上昇した。身体障害者の文化的生活はもっと豊かでなければならず、彼らはもっと広く社会に参加すべきである。社会福祉の水準はもっと高く設定され、社会安全政策はさらに完備されなければならない。

### 身体障害者の社会生活への参加を一層可能にする環境

全ての社会は、人道主義を押し進めなければならない。また、身体障害者を理解し、敬い、慮り、援助するという中国人の美德を堅持しなければならない。そして、身体障害者の尊厳や権利、利益を保護し、彼らが自分の能力を伸ばすのを奨励しなければならない。さらに、身体障害者を援助する自発的な活動を普及させ、身体障害者を援助し、支える活動を広く深く浸透させなければならない。また、身体障害者の法的権利や利益を保障するために、法制度を拡充し、法的サービスや法的扶助の整備をしなければならない。そして、都市部の道路や建物のバリアフリー化を促進し、情報や通信が手に入り易くしなければならない。

### 身体障害者に対するサービスのよりいっそうの供給

身体障害者サービスに対する国民の認知度は上昇しなければならないし、供給されるサービスはいっそう拡大し、さらなる援護策が採られ、サービスはより高水準になっていかなければならない。一般大衆における身体障害者のためのサービスはよりいっそう許容されなければならない。都市や地方の水準に合った「一つで全ての機能を備える」サービス施設が設立されなければならない。様々な階層の身体障害者連盟は結束を強化し、身体障害の分野における労働者の派遣団を結成しなければならない。そして、その労働者は人道主義や誠実といった倫理にきちんと従う者でなければならない。

### 身体障害者の競争力の全体的改善

身体障害者は団結し、教育を受け、その中で自己研鑽の手本となる者を奨励しなければならない。身体障害者が社会生活に参加することを促進するために、彼らの自尊心や自信、自己研鑽の精神、独立心を強くしなければならない。そして、彼らの技術的、文化的な能力を高め、規範意識を強化しなければならない。

以上の主要な目標を達成するために、以下の指導原理が遵守されなければならない。

- 法律に従って、身体障害者の権利や利益を保護し、彼らのための事業を発展させること。
- 身体障害者事業と社会経済の発展のための全計画の融合。国家はその事業を援助し、すべての政府はその予算において、その財源を割り当てなければならない。そして、身体障害者のための事業の発展を加速させるために、絶えず、援助を拡充しなければならない。なお、その援助は、社会の発展と安定という目標のために奉仕するものである。
- 市場経済の制度下で、身体障害者の事業を発展させる社会構造の形成。政府が主要な役割を担えること。あらゆる協力団体を十分に活用すること。すべての関係政府機関が、身体障害者事業を十分に機能させるように各々の所管事務と統合し、協力し合うこと。
- 社会のすべての同士が参画して援助することを促進、指導すると同時に、社会主義労働形態において、十分な人員を動員し、社会資本を増加させる方法を定着させること。
- 身体障害者の基本的な生活水準を確保して大衆レベルで事業を発展させることに照準を絞った現実的な手段で、身体障害者に奉仕するために、十分な結果及び強固な基礎のための取組みという政策を実行すること。
- 同じ目標や水準を共有し、同時に、地の利を生かし、革新的な方法による事業を行なうために、全体計画と地域別の指導を融合すること。条件の良い地域での事業に関しては、その地域に主導権を握らせて、手本となるように奨励すること。他方、西部地域における事業に関しては、身体障害者へのサービスに熱心になるように、西部地域の発展の機会を得ること。
- 身体障害者の組織化に役立つこと。奉仕者の競争力を高めること。身体障害者自身の主体

的行動を喚起すること。

### Ⅲ. 第10回五カ年計画における重要課題とアプローチ

#### A. 障害者の身体機能と能力を高めるための良質なリハビリテーション・サービスを行い障害者を援助すること

障害を持った人でもその大半は少なくとも部分的には身体機能を回復させ、社会により良く適応することができる。障害者はリハビリテーションを必要としつづけるし、特権も与えられてしかるべきである。この第10回五カ年計画を通して一連の主要課題を実現させて、510万人の障害者に各人ごとに適したリハビリを行えるようにしなければならない。より多くの障害者がサービスを利用できるようにする為に社会的訓練やサービス機構をより充実させるべきである。障害に関する予防教育を進めるとともに、障害をもたらす事故の防止を徹底すべきである。また、リハビリに関わる有資格者を育成し、リハビリ領域へのハイテク技術の導入も進めていくことが望ましい。以上の課題を達成するために、しっかりとした財源確保も重要だ。

1. 白内障性の視覚障害者に年間40万件以上の視力回復手術を行う。国レベルで病院のベッド数を増やし、地方に住む患者も手術を受けられるようにする。遠隔地や少数民族居住地でも手術を受けられるように医療チームを作り、派遣する。
2. 弱視者もリハビリテーションを受けられるようにする。視覚支援機器の研究、開発、供給を上手く連携させる。また、眼科、盲学校の弱視の生徒たち、指定の眼鏡店や家庭による弱視者たちのリハ・ネットワークを立ち上げる。そして10万人の弱視者たちが視覚支援機器を利用できるようにする。
3. 8万の難聴を持った子供たちに聴能言語訓練を提供し、リハビリネットワークもより強固にする。難聴児の両親への教育も十分に行って、コミュニティベース、家庭ベースの難聴児のリハビリを可能にする。難聴児のリハビリ訓練を行う訓練者の育成も国レベルの教育計画に加える。教育法の研究、難聴児の聴能・言語訓練に関する研究に力を入れ、訓練の質の向上に努める。そして、訓練を受けた子供の25%が通常の幼稚園や学校に入れるようにする。また、良質でかつ値段の安い補聴器を普及させる。経済的困難がある家庭の子供たちには、無料、あるいは負担額を減額してサービスを受けられるようにする。
4. 社会的、包括的、かつ最小限の拘束下における精神病の予防と治療に大幅に力を入れ普及に努める。政府が主導的役割を担いながら、関係する部署の複数のセクションをまたぎ、さまざまな社会の団体の参加もおおざ行政の役割を強化する。4億の人々が居住するうち、240万の重篤な精神病の人々に治療と予防を行う。伝染病検査の基準のように、厳しい判断基準で病気発見に努める。精神障害の件数を減らす

ために、後見人の確保90%、病状の有意な改善60%、社会参加の割合50%を目指して行く。通常の社会生活に戻れるように、リハビリを受け復帰した人々に雇用機会を提供できるようにする。

5. 現存する12万のハンセン病の人々に整形外科手術や支援機器を提供し、QOL向上を計る。科学的知見への社会的認知度を上げ、神話信仰を捨てて、ハンセン病による障害を持った人々に目を向け、情愛と支援をささげられるようにする。
6. とくに支援サービスに重点を置きながら、支援機器をより利用しやすいものにする。需要についての情報収集、機器の普及、コンサルタントや設置を円滑に行う事で、供給側と顧客の橋渡しをし、市場を確立させる。5年のうちに250万個のデバイスを供給する。義肢の装具についての専門職、サービスの基準、矯正器具装置や器具の供給をより充実させ、同時にフィットする義肢を6万人の人々に、そして矯正器具装置や器具を15万人の身体障害者の人々に提供する。支援機器の品質管理も厳しく行う。障害を負った貧しい人々のために、購入しやすい低価格で機能的な支援機器を開発、設計、普及させ、特別価格または無料で提供する。
7. 地域社会に根ざしたリハビリテーションをより充実させる。リハ訓練を幅広い地域で可能にし、関連サービスも受けられるようにする。様々なレベルでのリハ関連部署が、計画の作成、業務の分割、履行の取りまとめを通して関連省庁の管理・運営を支える。リハ関連施設、協会、総合病院のリハビリテーション科の全てが技術面での案内役となって、主要人材を育成し、関連アプローチを普及させ、サービス提供に努める。地域に根ざすことで、また家族の協力を仰ぐことで、現存のスタッフや部署が実力を発揮できる。それには幼稚園、学校、保護下にあるワークショップ、身体障害者の活動団体も含まれ、リハ訓練のネットワークを作るために情報を共有できるようにする。リハ訓練には、身体障害者の身体機能を改善させる訓練、知的障害者が潜在能力を発揮できる訓練、視覚障害者が移動する能力を得るための訓練、聴覚障害を持つ子供が聞く、話す能力を身につけるための訓練、弱視者が適した視覚支援機器を装用できるサービス、精神病の予防と治療も含まれる。上記のうち特に該当人数の多さからして、12万人の身体障害者に機能的訓練を施す必要があるし、8万の知的障害者にも潜在力を発揮させる訓練をする必要がある。
8. 障害の発生を抑え減らすために、保健教育を行い、先天性の障害を減らし、また早期介入の体系を発足させ完成させる。出産前の検査を奨励し、全新生児スクリーニングを行って早期介入ができるようにする。結婚したばかりの女性、または出産適齢期にある女性、妊娠中の女性、なおかつ子供たちにヨウ素入りの食塩を必ず摂取させて、ヨウ素不足を補い、ヨウ素欠乏症による知的障害を予防する。労働災害の低減、交通安全を強化することで障害を生み出す事故を防ぐ。耳の日、眼の日、精神保健の日、IDD防止の日などという活動を広く行い、このような宣伝により障害予防に関する知識が普及し、国民の安全への意識が高まることを目指す。

## B. 教育に力を注ぐとともに、障害者の社会的競争力を高めること

障害者にとって、競争力を身につけ、均等な社会参加への機会を得るために、教育はその中核をなすものである。第10回五カ年計画においては、普通学校教育の進展に特に力を入れる。障害を持った子供、青年の義務教育課程への入学者数が、第9回五カ年計画時よりもさらに増えるように努める。就学前の教育も大きく発展させる必要があるし、特殊学級も全国各地に作るべきである。しかし、最も重要なのは市場からの需要に見合った障害者の職業教育である。

1. 障害を持った子供、青少年の9年の義務教育でのインテグレーションを保証する。そのために、包括的な教育を最優先とする。義務教育が必要基準を満たしている地域においては、障害者の子供、青少年の入学率を健常者の入学率とほぼ変わらない、または近い割合にするよう努める。一方、義務教育がまだ必要基準に達していない地域では、障害をもった子供、青少年の入学率を上昇させるようにする。
2. 特殊学校に包括的な教育を広める中心機関としての役割を持たせる。また、特殊学校の設立についても包括的に計画を進める。特殊中学の計画を立て、設立し、特殊高校もしっかりとした基盤の上に作るようにする。障害者のための高等教育も強化し、発展させる。通常の大学や専門学校にも特殊クラスや専攻課程を加えることを奨励する。就学前の教育、義務教育、高校、高等教育をスムーズに連結させながら、段階をおって整備していく。
3. 通常の大学、専門学校での障害者入学に関して、関連政策を完成、全うさせる。物理的な試験基準を定めてパイロット計画を行い、障害者の高等教育を受ける機会の拡大、大学、専門学校への障害者の入学者数を増やす。
4. 職業教育の主要機関は最大の力を発揮するべきである。同時に、職業教育を広く発展させ、また障害者の訓練のために、障害者を対象とした特殊な教育法をとっている機関も完成されるべきである。都市部では職業教育は就職に結びつくべきものであり、郊外部では生産と貧しさを軽減させるものであって、短期あるいは中期的訓練に焦点をあてる。職業教育は試験的に特殊学校で行う。
5. 教員育成の水準をあげるために、教育派遣団を作り、確立した方法が教員養成校で使われるようにする。主要な教育大学、専門学校では、特殊教育に関する専攻課程、コースを計画的にカリキュラムに加える。教員育成の基礎をつくり、多くの中心的役割を担う教員を輩出する。特殊、総合学級を受け持つ教員の指導法については、訓練コースで学ぶ、学校の連盟を作ってガイダンスを行うことによって質の向上を図る。
6. 「要支援の障害を持った生徒」という概念は常に作り完成したものにしておく。要支援の義務教育下にある子供、青少年たちについては、その概念が広く普及したも

のなくてはならない。障害があり、経済的にも困難で中高校以降の教育を受けている生徒については、必要金額を減免したり、免除したり、あるいは専用のローンが組めるようにする。社会は障害を持った生徒をより積極的に支援していくべきである。中央政府の国事省および社会福祉制度に関わる全ての省庁は障害を持った孤児の教育を経済的に支援しなくてはならない。

7. 若い、あるいは中年の障害者たちの低い識字率を改善していく。Double-spelling 点字法は今後も仕上げていくし、中国語手話、また数字、物理、化学、音楽などの記号のシンボルも普及させる。また手話においてはコンピュータの語彙その他の専門用語を作成する。モンゴル語、ウイグル語、ハザカ語の点字も作成する。そして、近代的な障害者教育の方法論も熱心に取り入れて行く。

### C. 訓練サービスにより雇用を拡大させること

雇用は生活水準を向上させる基盤であり、社会的地位にもなり、障害者にとっては社会参加のよい機会であり、それにより自分の生き甲斐を見つけるきっかけともなれる。第10次五カ年計画では、中央政府労働省および障害者の雇用に関係する全ての省庁がひきつづき役割を果たすべきであるし、障害者の雇用サービスのシステムを整える一方、支援、保護といった手段を多く講じていくべきである。障害者で就職希望である登録者全てに訓練サービスが受けられるよう、職業訓練にも力を入れていく必要がある。

1. 可能なあらゆる手をつくして障害者の雇用を促進させる。雇用数の割当案は法に従って全国的に取り決める。行政主導の雇用促進を強化する。障害者の雇用促進基金を集めて管理し、円滑に機能させる。優先的な政策を正式に完成させ、ボランティア・ベースでの障害者自身による障害を持った就職希望者のための雇用、雇用仲介団体を支援する。現在ある福祉事業を早急に刷新、再組織、変化させる。支援、保護的政策を完成させ、知的障害・精神障害を持った人々の雇用を促進している被雇用者団体においては、そのような障害を持った人々も障害のある労働者として数えることとする。可能な限り障害者の雇用を安定させ、障害を持った労働者が解雇されるのを防止する。農村の障害者には生産的労働につけるよう配慮する。
2. 障害を持った就職希望者への就職あっせん機関をより強化、改善して、障害者への多角的なサービスを提供できるようにする。全国的な労働情報ネットワークを作り、労働市場の情報ネットワークと結びつけて、両方で情報を共有できるようにする。就職あっせん機関はどんなレベルにおいてもマネジメントを改善し、労働安全省から出された公共の就職あっせん機関の基準と合わせるようにする。そして上機関のサービスを改善して質の良い職業訓練、雇用コンサルト、就職先のあっせんなどの統率を行う。そして、障害のある就職希望者へ実用的で効果的な職業紹介サービ

スを提供できるようにする。

3. 障害のある就職希望者の職能を伸ばすために、職業訓練に一層の力を入れる。主要な訓練機関はどこでも、市場からの需要と雇用者数の予想に合わせて障害を持った就職希望者に訓練サービスを計画的に提供する。障害を持った就職希望者のために特殊な訓練アプローチを行う職業訓練機関を作る。どんな職業訓練を行う訓練機関の障害を持った訓練生、ただし、現況では地域の障害者のための職業サービス機関の補助あるいは障害者雇用促進基金からの補助金でも訓練にかかる費用を支払えない者には助成金を認めるとする。障害を持った就職希望者のために包括的な職業訓練システムを段階を踏みながら作り上げていく。それには労働市場の予測、職業訓練、職能評価、職能証明システム、障害者の競争力を引き出すメカニズムを含む。“アビリンピック”大会を開催して、巧みな職能を持った人を讃える。

#### D. 社会のニーズに応えるための視覚障害者によるマッサージの発展

マッサージは視覚障害者にふさわしい職業であり、社会における需要も伸びている。第10回五カ年計画の期間中に、視覚障害者によるマッサージはより速やかに発展すべきである。また、社会と視覚障害を持つ求職者の需要を満たすべく、養成・訓練・仕事の斡旋・政策による援助・職業管理が強化されなければならない。

1. マッサージ訓練を強化し、35,000人の障害者が訓練を受けて、そのうち6,000人がマッサージ治療者としての資格を持つようにしなければならない。障害者あるいは一般の職業訓練施設において、マッサージ師となるべく障害者を訓練するために十分努力しなければならない。中・高等専門学校や総合大学、単科大学におけるマッサージ専攻は十分に機能し、マッサージ治療者を養成しなければならない。音声あるいは点字のマッサージ教材が活用されるべきである。
2. 雇用の可能性が広がらなければならない。視覚障害のあるマッサージ師や治療者が開業できるよう奨励する一方で、地域のマッサージ施設を設立し、マッサージ学部や学科を持つ医科大学は、地方の行政機関によって定められた割当て人数計画に基づいて、視覚障害を持つマッサージ治療者を雇用すべきである。法律や法規に従い、社会部門(Social Sector)はマッサージ職員の大部分が視覚障害をもつマッサージ治療者であるようなマッサージ病院やクリニックを開院するよう奨励される。視覚障害のあるマッサージ師はマッサージがすでに業務の一つであるような業種において優先的に雇用されるべきである。
3. マッサージ訓練を受ける貧しい視覚障害者には、補助金が出されるべきである。自営の視覚障害マッサージ師や治療者には、資金集めや職場の設置、免許の発行などの望ましい対

応がとられるべきである。視覚障害のマッサージ師を雇用するマッサージ施設が地域に設立され、地元の障害者雇用促進基金による資金援助がなされなければならない。割当て人数以上の視覚障害マッサージ師を雇用している医科大学には、それに対して賞が授与されるべきである。視覚障害者によるマッサージクリニックや施設は、法規に基づいて優先的に免許授与や減税あるいは免税が認められるべきである。

4. 視覚障害者によるマッサージに関する指導的協会を作り、訓練プログラムを開発し、必要な教材を供給し、指導と調整と規準の検査を行わなければならない。マッサージ師の技術の評価がなされ、マッサージ治療者の格付けとそれに応じた適切な肩書きが与えられるべきである。職業管理は徹底され、視覚障害者によるマッサージの市場は統制されるべきである。

#### E. 貧困に苦しむ障害者に力を与える更なる努力

貧困緩和は、地方に住む貧しい障害者が十分な衣食をもてるよう援助するためのカギである。第10回五カ年計画の期間中に、1200万人の貧しい障害者が生産的な労働に従事できるよう援助するべきである。いまだ衣食が不足している人々は出来るだけ早くそれらが得られるように、衣食が十分な人々は収入が安定して増加するように、社会の平均的収入と貧困にあえぐ障害者の収入との格差をなくすようにしなければならない。

1. 障害者のための貧困緩和は、準備を統一して行い同時に実行するために、政府の貧困プログラムや計画に統合されるべきである。障害者を苦しめる貧困を緩和するために、政府の財務省によって更なる資金が相応に割り当てられるべきである。
2. 障害者のための特別な貧困プログラムが続けられるよう、貧困に苦しむ障害者のための信用貸し付けが必要である。また、起こりうる貸し倒れの対策として、更なる資金が割り当てられるべきである。
3. 効果が証明されているあらゆる手段を継続的に用いるべきである。信用貸し付けアプローチが持続して社会に広められ、社会は可能なあらゆる方法で、貧しい障害者を援助するよう動員されるべきである。
4. 貧しい障害者の労働技能を向上させるために、技術や技能の応用に焦点を置いた訓練を行う努力が必要である。リハビリテーション訓練と組み合わせながら、障害者の生産的労働のための能力を養うべきである。
5. 地方に住む障害者のためのサービス会社は、地方に住む貧しい障害者が必要なときに必要なサービスを得られるよう、障害者用の業務を一般のサービスシステムに組みこむべきである。そして、障害者が農業などの生産的労働に従事できるように援助しなければならない。必要に応じてそのような会社には事業の資金が割り当てられるべきである。

## F. 最低限の生活水準保証に向けた障害者の社会保障制度への組み込み

国の社会保障制度を完成させる過程においては、一刻の時間も無駄にせず、障害者のための社会保障を推進する努力が必要である。

1. 実益のある労働には適さない障害者で、収入も法で定められた扶養者もない（あるいは扶養者はいるが援助力を持たない）場合、関係する条件に応じて援助と救済がなされなければならない。
2. 都市生活者のための最低限の生活保障制度が完成されるべきである。そこには受益者としてふさわしい障害者も含まれなければならない。基本的な生活を保障するために、援助に関する政策や救済は地方に住む障害者をも対象とすべきである。
3. 最低限の生活保障制度の基準は、条件に応じて適切に改正されるべきである。
4. 都市部に住む障害を持つ被雇用者は、法に基づき、社会保険に加入すべきである。彼らは、関係する法規に基づいて保険料を払い、老齢年金や医療・失業および労働従事中の傷害保険などを受けとる。自営業の障害者は、特定の省や自治区、地方自治体の法規に基づいて社会保険に加入しなければならない。医学的救済や社会的救済・補助のシステムは、失業中の貧しい障害者の健康と生活の問題に取り組むために、強化されるべきである。
5. 障害者のための社会福祉施設の設置と経営は、増進されるべきである。障害者は、例えば春のつぼみプログラム（Spring Buds Program）、幸せ工学と若いボランティアの活動（: Happiness Engineering and Activities of Young Volunteers）などの社会援助活動のターゲットグループに含まれなければならない。私立の重度障害者施設を立ち上げることも奨励されるべきである。

## G. 障害者の生活を豊かにするためのレクリエーション活動やスポーツの発展

障害者のレクリエーション活動やスポーツは積極的に行われるべきである。彼らの才能を示し、社会の意識を高めるためにも、芸術とスポーツにおける障害者の特徴は活かされるべきである。一般のレクリエーション施設は、障害者のニーズに応え、豊かな文化的経験の機会を与えられるように最善を尽くすべきである。

1. 公共のレクリエーション施設は障害者にサービスを提供すべきである。あらゆる種類のレクリエーション活動は障害者を受け入れなければならない。また全てのレクリエーション施設は、特別なサービスや割引などを提供し、障害者に開かれていなければならない。点字本や音声テープ本が公共の図書館において利用可能でなければならない。全ての図書館に視覚障害者のための特別読書室が設置されていなければならない。視覚障害者にさまざまな種類